

第94号議案

南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南魚沼市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年南魚沼市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。